

地域医療構想推進シート

【資料3-1】

令和 4 年度

区域名 南渡島

地域医療構想の実現に向けた取組の前提条件

- 人口の少ない地域においても、推計患者数だけで決めることなく、担保すべき医療レベルを保障する。
- 高度急性期・急性期を主な役割とする病院でも、一定数の回復期病床は必要である。
- 回復期を主な役割とする病院でも、一定数の急性期病床は必要である。
- それぞれの医療機関の経営が成り立つこと。

1 地域医療構想の実現に向けた取組の方向性

| | | |
|---|-------|--|
| 医療機関の機能(診療科)や体制(救急医療体制等)が一部重複していることによる役割分担等に向けた取組 | 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">・医療機能の役割分担が必要と感じている医療機関は13.6%、当面は現状維持と考えている医療機関は50.0%である。※1・函館市内に医療機関が集中しており、役割分担と連携が必要である。・地域で不足している機能をどう担保するかが解決されなければ全体のバランスの検討は困難である。 |
| | 目指す姿 | <ul style="list-style-type: none">・人口の少ない地域でも担保されるべき医療が保障されている。・広域性から地方にも一定の機能を有する医療機関が確保されている。 |
| 急性期医療を受けた後の患者の受け皿となる医療機能(回復期病床)の確保に向けた取組 | 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">・回復期病床の確保に向けた検討が必要と考えている医療機関は31.8%である。※1・急性期等から回復期への病床転換を2025年に向けて計画している医療機関は5病院、204床の転換が検討されている。※2 |
| | 目指す姿 | <ul style="list-style-type: none">・地域包括ケア病床・病棟など、回復期の患者の受入体制が確保されている。・緊急連絡、搬送体制が確保されている。・南檜山や北渡島檜山圏域など他圏域から受け入れた急性期患者についても、住み慣れた地域へ戻ることができる医療介護の広域連携体制を確立する。 |
| 限られた医療資源(病床や医療従事者等)を有効に活用するための医療機関の再編統合等に向けた取組 | 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">・医療機関の再編・ネットワーク化に向けた協議が必要と考えている医療機関は38.6%である。※1・「他の病院、診療所との役割分担・連携を予定又は実施している」医療機関は13.6%、「予定はないが興味あり」は61.4%、「予定なし」は22.7%である。※1・地域医療連携推進法人について、「設立予定」の医療機関は0%、「予定はないが興味あり」は52.3%、「予定なし」は47.7%である。※1 |
| | 目指す姿 | <ul style="list-style-type: none">・多職種の連携体制が構築されている。・医療介護連携の中核的人材が育成されている。 |
| 高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域や自宅での生活を支えるため、その受け皿となる在宅医療等の確保に向けた取組 | 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">・在宅医療の確保に向けた検討が必要と感じている医療機関は65.9%である。※1・在宅療養支援病院の届出を行っている医療機関は3ヶ所、「在宅療養支援診療所」は22ヶ所あるが、函館市及びその近郊に医療機関が集中している。※3・回復期病床の位置づけの明確化及び在宅移行がどの程度進むかが分からないと、急性期医療機関が検討できない。 |
| | 目指す姿 | <ul style="list-style-type: none">・24時間看取り、ターミナルケア体制が確保されている。・在宅医不在時の代診等の支援体制が確保されている。 |
| 地域(市町村)における高齢者の住まいの確保等に向けた取組 | 現状・課題 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者の住まいの確保に向け、9市町すべてが目標を設定し、取組を進めている。 |
| | 目指す姿 | <ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の住まいの確保に向けた取組が市町を中心に推進されている。 |

※1 「地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート」(H29.11)から

※2 「地域医療構想の推進に関する意向調査(R4.10)」から

※3 「北海道医療計画南渡島地域推進方針(平成30年度～平成35年度)」から

2 圏域内における医療機能及び他圏域との連携等の必要性

| 区分 | | 指定医療機関等の名称(※2) | 連携・協議が必要な圏域名 (自圏域での対応が困難な疾患等) |
|---------|--------------|---|----------------------------------|
| 5 疾病 | がん | 【拠点病院】市立函館病院、函館五稜郭病院 【指定病院】函館中央病院、国立函館病院 | |
| | 脳卒中 | 【急性期】函館脳神経外科病院、函館新都市病院、市立函館病院、函館中央病院 【回復期】函館脳神経外科病院、高橋病院、西堀病院、亀田病院、函館渡辺病院、共愛会病院、函館稟北病院、函館協会病院、富田病院、函館市医師会病院、函館新都市病院、函館中央病院、ななえ新病院、松前町立松前病院、新都市砂原病院、平山医院 | |
| | 心筋梗塞等の心血管疾患 | 【急性期】市立函館病院、函館中央病院、国立函館病院、函館五稜郭病院、函館市医師会病院 | |
| | 糖尿病 | 国立函館病院、函館協会病院、函館赤十字病院、函館市医師会病院、共愛会病院、函館五稜郭病院、稟北病院、亀田病院、亀田北病院、森病院、富田病院、西堀病院、函館渡辺病院、市立函館恵山病院、市立函館南茅部病院、高橋病院、函館中央病院、松前町立松前病院、木古内町国保病院、ななえ新病院、森町国保病院、新都市砂原病院、診療所78施設 | |
| | 精神医療 | 【救急・身体合併症】亀田北病院、富田病院、なるかわ病院、函館渡辺病院 | |
| 5 事業 | 救急医療 | 国立函館病院、市立函館病院、函館協会病院、函館赤十字病院、函館市医師会病院、函館五稜郭病院、亀田病院、高橋病院、函館渡辺病院、函館新都市病院、市立函館恵山病院、市立函館南茅部病院、松前町立松前病院、木古内町国保病院、函館中央病院、函館脳神経外科病院、共愛会病院、森町国保病院、おおむら整形外科病院、富田病院、ななえ新病院、函館稟北病院 | |
| | 災害医療 | 市立函館病院 | |
| | 周産期医療 | 函館中央病院、市立函館病院 | |
| | へき地医療 | 【支援医療機関】高橋病院、西堀病院 【へき地診療所】江良診療所、湯の里診療所、椴法華クリニック | |
| | 小児医療(小児救急医療) | 函館中央病院、市立函館病院、共愛会病院 | |
| 在宅 | 在宅医療 | 【支援病院】函館稟北病院、函館おしま病院、亀田病院 【支援診療所】23施設 | |
| その他 | 地方センター病院 | 市立函館病院 | |
| | 地域センター病院 | 市立函館病院 | |
| | 地域医療支援病院 | 市立函館病院、函館市医師会病院 | |
| | 特定機能病院 | | |

※2 「北海道医療計画 別表」から転記

3 将来的に不足することが見込まれる医療機能の確保対策等

(1) 病床の現況及び2025年の見込み[医療機能別]

※医療機関別の病床機能報告の結果は別紙参照

| 必要病床数 (2025(R7)年推計) | | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 休棟等 (コロナ)※ | 休棟等 (コロナ以外)※ | 合 計 | 区域内の現況、取組の方向性等 |
|--------------------------------|------------|-------|--------|--------|--------|---------------|-----------------|--------|---|
| | | 585床 | 1,759床 | 1,618床 | 895床 | | | 4,857床 | |
| 参考 病床機能報告 意向調査 (許可病床) | H28.7.1 | 244床 | 3,452床 | 609床 | 1,435床 | | 142床 | 5,882床 | ※南渡島圏域における現実的な観点で回復期が不足しているかどうか、現場レベルでの検証が必要。 |
| | R4.7.1 | 784床 | 2,462床 | 754床 | 1,250床 | 168床 | 134床 | 5,552床 | ・将来的に回復期の不足、急性期と慢性期の過剰が見込まれるがH29年以降年々必要病床数に近づきつつある。 |
| | H28年比 | 540床 | ▲ 990床 | 145床 | ▲ 185床 | | ▲ 8床 | ▲ 498床 | |
| | 2025 | 802床 | 2,373床 | 888床 | 1,196床 | | 107床 | 5,366床 | |
| | 必要病床数-2025 | 217床 | 614床 | ▲ 730床 | 301床 | | 107床 | 509床 | |

※新型コロナウイルス感染症対応による休棟と、それ以外の理由による休棟を分類。

※新型コロナウイルス感染症対応のための臨時病床等の増床分は除く。

(2-①) 不足することが見込まれる医療機能の把握等

| 不足することが 見込まれる医療機能 | 病床機能報告以外に、将来的に不足する医療機能(患者数)を把握する方法等 |
|----------------------|---|
| 回復期 | 医療機関に対する調査を実施。調査結果について、調整会議(専門部会)にて協議・検討を行う。 ・入院患者調査(H27.11) ・地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート(H29.11) ・5疾病分類別入院患者調査(H29.11) ・地域医療構想の推進に関する意向調査(R4年度) |

(2-②) 不足することが見込まれる医療機能の確保対策(令和5年度以降の計画も含む)

| No. | 医療機関名 | 予定時期 | 病床機能転換の内容 | 整備等の概要 |
|-----|------------------|-------|----------------------|--|
| 1 | 函館赤十字病院 | 未定 | 休棟 40 床 → 回復期 40 床 | 休床している病棟を地域包括ケア病棟として活用 |
| | | | 基金の活用 調整会議での説明 | |
| | | | 未定 有 | |
| 2 | 独立行政法人国立病院機構函館病院 | 未定 | 急性期 → 回復期 | 急性期病床から回復期病床への一部転換について検討中。 |
| | | | 基金の活用 調整会議での説明 | |
| | | | 未定 有 | |
| 3 | 道南勤医協函館稟北病院 | 令和4年度 | 急性期 16 床 → 回復期 82 床 | 急性期病床16床を地域包括ケア病床(回復期病床)へ転換 |
| | | | 基金の活用 調整会議での説明 | |
| | | | 無 無 | |
| 4 | 社会医療法人高橋病院 | 令和5年度 | 急性期 59 床 → 回復期 119 床 | 急性期病床59床を地域包括ケア病床39床(回復期病床)、回復期リハ病床20床(回復期病床)へ転換 |
| | | | 基金の活用 調整会議での説明 | |
| | | | 有 有 | |
| 5 | 木古内町国民健康保険病院 | 未定 | 急性期 42 床 → 回復期 14 床 | 急性期及び休床している病床の一部を地域包括ケア病床(回復期病床)として活用等検討中 |
| | | | 休棟 57 床 → | |
| | | | 基金の活用 調整会議での説明 | |
| | | | 有 | |

※上記については「地域医療構想の推進に関する意向調査(R4.10)」で把握した計画であり、今後変更となる場合があります。

(2-③) 不足することが見込まれる医療機能の確保に向けた取組目標及びスケジュール

| 医療機能 | 取組目標 | スケジュール | | | | | | | | |
|------|------------------------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 回復期 | 地域において不足することが見込まれる医療機能の確保に向けた検討・協議 | | | ▶ | | ▶ | | ▶ | | ▶ |
| | 各医療機関における検討状況の把握 | | | ▶ | | ▶ | | ▶ | | ▶ |

(3-①) 医療機関の再編統合等に向けた動き ※1

| 区分 | 開始時期(予定) | 構成医療機関 | 主な目的 |
|-----------------|----------|----------------|------|
| 病院、診療所との役割分担・連携 | 平成19年度 | 道南地域医療連携協議会 | |
| | 平成10年度 | 函館中央病院、白鳥クリニック | |
| 地域医療連携推進法人 | 設立予定なし | | |
| | | | |

※1「地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート」(H29.11)から

(3-②) ICTを活用した地域医療情報連携ネットワークの整備状況(令和5年度以降の計画も含む)

| No. | ネットワークの名称 | 整備年度 | 基金の活用 | 概要 | 登録団体・施設等 |
|-----|-----------|--------|-------|--|--------------|
| 1 | 道南Medika | 平成19年度 | 活用済み | インターネット回線を利用した診療情報の共有 | 約80事業所 |
| 2 | HICAS | 平成21年度 | なし | 撮影した画像をフィルムレスかつ高精細にて閲覧する事で、早期診断が可能となる。また、予約等も画面上で可能になり、予約がスムーズになる。 | 函館市医師会病院ほか |
| 3 | " | 平成26年度 | なし | 地域包括ケアシステムの実現を目指した医療介護情報共有 | 高橋病院ほか |
| 4 | " | 平成24年度 | なし | 紹介患者の情報入手 | 中央病院、白鳥クリニック |

※1「地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート」(H29.11)等から

(3-③) 医療機関の再編統合等の取組目標及びスケジュール

| 取組目標 | スケジュール | | | | | | | | |
|------------------------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 地域において不足することが見込まれる医療機能の確保に向けた検討・協議 | | | ▶ | | ▶ | | ▶ | | ▶ |
| 各医療機関における検討状況の把握 | | | ▶ | | ▶ | | ▶ | | ▶ |

(4) 非稼働病床への対応

| 年次 | 病床機能報告制度 | | 圏域における対応 | | | | | | |
|-----|----------|--------|----------|--|--|------------------|--|--|--|
| | 非稼働病床数 | 前年比 | 検討内容 | | | 取組内容 | | | |
| H28 | 249 床 | | | | | | | | |
| H29 | 286 床 | 37床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |
| H30 | 185 床 | ▲ 101床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |
| R1 | 284 床 | 99床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |
| R2 | 237 床 | ▲ 47床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |
| R3 | 395 床 | 158床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |
| R4 | 731 床 | 336床 | | | | 各医療機関における検討状況の把握 | | | |

4 在宅医療等の確保対策

(1)在宅医療等の必要量

| 区分 | | 2018年 (H30) | 2019年 (R1) | 2020年 (R2) | 2021年 (R3) | 2022年 (R4) | 2023年 (R5) | 2024年 (R6) | 2025年 (R7) |
|------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| (地域医療構想) 医療計画 | 在宅医療等 | | | | | | | | 6,384人 |
| | 訪問診療 | | | 3,534人 | | | 3,695人 | | 3,803人 |
| | 新たなサービス必要量(b) | | | 102人 | | | 170人 | | 242人 |
| | 計(a+b) | | | 3,636人 | | | 3,865人 | | 4,045人 |

(2)訪問診療を実施している医療機関数

| 区分 | H30 (H28数値) | R1 (H29数値) | R2 (H30数値) | R3 (R1数値) | R4 (R2数値) | R5 (R3数値) | R6 (R4数値) | R7 (R5数値) |
|----------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 施設数※1 | 85 | 71 | 82 | 80 | | | | |
| 人口10万対※2 | 21.9人 | 18.6人 | 20.5人 | 21.7人 | | | | |

※1 厚生労働省NDB(H30年度)

※2 住民基本台帳人口(H29.1.1)

※NDBによるデータ掲載が困難な場合はKD
B(国保データベース)によるデータを掲載。
ただし、その場合は欄外に注釈を掲載

(3)在宅医療等の確保対策のスケジュール

| 確 保 対 策 | スケジュール | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 市町の施策推進状況及び医療機関の動向把握・課題の検討 | | | ▶ | | ▶ | | ▶ | | ▶ |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

5 地域(市町村)における取組(※3 「地域医療構想の推進に関する市町村アンケート」(H29.11) 及び市町への確認調査(R3.2))

(1)医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的な考え方

| 市町村名 | 「在宅医療・介護連携推進事業」の実施内容等について |
|------|---|
| 函館市 | 医療・介護連携推進協議会や各種部会での協議、医療・介護連携支援センターにおける医療・介護関係者の情報提供の支援や職種間の相互理解を目的とした多職種が参加する研修会の開催等の取組みを通じ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。 |
| 北斗市 | 介護が必要な状態になっても高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制の構築を推進する。 |
| 松前町 | 在宅医療の充実と、医療と介護の連携を強化するため、医療と介護の情報の共有化を図り、連携に対応する人材の育成等を充実させるとともに介護従事者を対象に医療的ケアの基礎知識に関する研修を実施する。 |
| 福島町 | 地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の推進を図るため、平成30年度より在宅医療・介護連携推進事業の実施を通じて、地区医師会や保健所・近隣自治体との連携を図りながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進する。 |
| 知内町 | 地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の推進を図るため、平成30年度より在宅医療・介護連携推進事業の実施を通じて、医師会や保健所・近隣自治体、居宅事業所等との連携を図りながら、住民に対する相談支援、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進する。 |
| 木古内町 | 地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の推進を図るため、平成30年度より在宅医療・介護連携推進事業の実施を通じて、医師会や居宅事業所等との連携を図りながら、住民に対する相談支援や医療・介護関係者による多職種連携に関する研修会を開催するなど、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進する。 |
| 七飯町 | 地域ケア会議など、地域の医療関係者と介護関係者が集まって情報を共有できる場を利用して、緊密な連携を図りながら、近隣市町とも連携して、地域の資源を広域的に活用する。 |
| 鹿部町 | 医療と介護を両方必要とする状態であっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる様に、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関・介護事業所等の関係者との連携を推進する。 |
| 森町 | 地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の推進を図るため、平成27年度より在宅医療・介護連携を推進するための体制整備に努めています。 地区医師会や保健所との連携を図りながら、医療関係職種・介護関係職種等も連携を推進するとともに、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進する。 |

(2)高齢者の住まいの確保

| 市町村名 | 取組目標 | | 取組目標に対する達成状況 (期待される効果等) |
|------|-------|---|---|
| | 年次 | 内 容 | |
| 函館市 | R3～R5 | サ高住の登録情報の公開 | 在宅での自立した生活の確保 |
| | R3～R5 | 市営住宅の優先入居 | 在宅での自立した生活の確保 |
| | R3～R5 | 住宅改修等への支援 | 在宅での自立した生活の確保 |
| 北斗市 | R3～R5 | 高齢者が可能な限り自宅に住み続けられるような仕組の構築 | 地域での生活の確保 |
| | R3～R5 | 自宅での生活が困難になった高齢者が高齢者向け住まいでの安心した生活を送ることができる仕組の構築 | 生活圏での生活の確保 |
| 松前町 | — | 高齢者向け住宅(シルバーhaus)の情報提供 | 住む場所の確保 |
| | — | 住宅改修への支援 | 在宅での自立した生活の確保 |
| 福島町 | — | 町支援ハウスやサービス付き高齢者住宅等の情報提供 | 住む場所の確保 |
| | — | 住宅改修の支援 | 住み慣れた住宅での生活の確保 |
| 知内町 | 32 | 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の開設 | 高齢者が住み慣れた地域での暮らしの継続 |
| | — | 住宅改修の支援 | 住み慣れた住宅での生活の確保 |
| 木古内町 | R3 | 高齢者向け住宅の開設 小規模多機能型居宅介護の開設(R3.4) | 町営住宅24戸 地域での生活の確保 |
| 七飯町 | R3～R5 | 医療・介護・住民主体等によるサービスを提供することにより在宅での自立した生活を確保 | 住み慣れた住宅等での生活の支援 |
| 鹿部町 | 31 | 高齢者の住宅改修の相談支援体制と除雪サービスの実施 | 住宅改修相談窓口の設置、高齢者の住環境の改善、独り暮らしの高齢者や夫婦世帯の除雪サービスの実施 |
| 森町 | 29 | 町営住宅の一部(83戸)を高齢者向けとして整備 | 目標通り、83戸を整備済 → 空室がある場合、定期的に募集(住み慣れた地域での生活の確保) |

(3)その他医療・介護従事者の確保等

| 市町村名 | 対象職種 | 取組内容 | 期待される効果等 |
|------|------------------|---|---------------------------------------|
| 函館市 | リハビリ職(OT、PT) | 医師会立のリハビリ職を養成する専門学校への支援 | 今後、必要とされるリハビリ人材の確保と医療・介護サービスの提供体制の充実 |
| | 介護職 | 介護職員初任者研修受講者への受講料補助 | 介護人材の確保およびサービスの質の向上 |
| | | 潜在介護職員等を対象に、講義や演習、職場体験、就職面接等により就労を支援 | 介護人材の確保 |
| 北斗市 | すべての職種 | 介護サービス従事者の養成 | 介護人材の確保 |
| 松前町 | 医療従事者 | 修学資金の貸付け(月額15万円～5万円、貸付期間の1.5倍に相当する期間を町内の医療機関に勤務) | 新卒医療従事職員の就業確保 |
| | | 中学生を対象に職場体験実習(病院) | 将来の地域医療を担う医療従事者の確保 |
| | 看護師 | 修学資金の貸付(月額8万円、貸付期間の1.5倍に相当する期間を松前病院に勤務) | 新卒看護職員の就業確保 |
| 福島町 | 保健師・助産師・看護師・准看護師 | 修学資金の貸付(保・助:月5万円/看:月2万円／准:月1万円で3年間町内医療機関等へ勤務) | 新卒看護職員の就業確保 |
| | 医療・福祉分野 | 月2万円貸付(終業後2年目から返済) | 医療・福祉分野職員の就業確保 |
| | 医療・福祉分野 | 仕事等のスキルアップに必要な資格・研修受講への支援 | 町内の医療・福祉施設で働く人材の確保 |
| 知内町 | 介護ヘルパー | 介護ヘルパー養成講座の受講者に対する経費の助成(実費額の1/2以内、5万円を上限額) 対象者:受講修了後町内の介護居宅事業所で働く者 | 介護ヘルパーの人材が確保されることによる、町内の介護ヘルパーサービスの充実 |
| 木古内町 | 看護師 | 修学資金の貸付け(月額7万円、3年以上の町医療機関に勤務) | 新卒看護職員の就業確保 |
| | 介護従事者 | 待遇改善助成(介護従事者月額5千円、短時間勤務者2千5百円) 介護職員初任者研修の開催 | 職員の定着化、不足の解消 |
| | 医療従事者 | 医療従事者用住宅の整備(町医療) | 医療従事者の就業確保 |
| 七飯町 | 介護福祉士(介護職) | 介護職員初任者研修受講者への受講料補助 | 町内の介護施設に働く人材の確保 |
| | 一般町民等 | 総合事業における基準緩和型サービス、有償ボランティア事業の従事者養成研修の実施 | 要支援者への生活支援を実施する人材の確保 |

| | | | |
|-----|-----------|---|---|
| 鹿部町 | 一般町民等 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症になつても安心して暮らせるよう、認知症の方や家族を支援する認知症サポーター養成講座の開催 |
| | | 生活支援コーディネーターの配置とボランティアの育成 | 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーターの育成・配置 |
| | 医療・福祉分野職種 | 介護職員初任者研修受講者への受講料補助 | 介護ヘルパーの人材が確保されることによる、町内の介護ヘルパーサービスの充実 |
| 森町 | 介護福祉士 | 高校生を対象とした初任者研修の開催 | 将来の地域福祉を担う介護従事者の確保 |
| | 介護従事者 | 令和3年4月1日以降に町内介護事業所等に新規雇用された方へ下記の雇用期間及び住所要件に応じて就労祝金を支給 ①採用後3カ月経過時1万円 ②採用後、3年間継続雇用された町内在住者5万円 ③採用後、3年間継続雇用された町外在住者3万円 | 町内に所在する介護事業所等における介護人材の確保及び定着を図る。 |
| 森町 | 介護従事者 | 令和3年4月1日以降、申請日時点で町内介護事業所に雇用されている介護従事者の対象資格取得のための費用の助成 (講座受講費用(自己負担分)の2/3+介護福祉士受験手数料の2/3) 【対象資格と上限額】 ・介護職員初任者研修 5万円 ・介護福祉士実務者研修 7万円 ・介護福祉士 10万円(受験手数料は除く) | 町内に所在する介護事業所等に従事する介護職員の資質の向上を支援する。 |

6 地域住民への広報活動

| 実施日 | 広報の種類 | 実施地域等 | 実 施 内 容 | 対象人数・部数 |
|-----|-------|-------|---------|---------|
| | | | | |
| | | | | |

7 調整会議における協議等

(1)協議の状況

| 開催日 | 親会・部会の別 | 協議・報告事項 | 協議等の結果 |
|-------------|--------------|--|---|
| R4.7.14 | 部会 | ・南渡島圏域における地域の状況報告 ・地域医療介護総合確保基金活用希望について | ・南渡島圏域における医療機関の動向と各種データ(意向調査、病床機能報告)の共有 ・南渡島圏域において新たに病床機能の変更等を行う医療機関について、情報共有を行うとともに当該医療機関の意向を把握 |
| R5.2.22～3.3 | 部会 (書面開催) | ・松前町立松前病院に係る「公立病院経営強化プラン(案)について | ・公立病院(松前町立松前病院)経営強化プラン(案)の情報共有 |
| R5.3 | 親会 (書面開催) | ・松前町立松前病院経営強化プラン(案)について ・「地域医療構想推進シート」の更新について | ・令和4年度の南渡島圏域における地域医療構想推進シートの更新について |

(2)「公立病院経営強化プラン」の進捗状況

| 病院名 | プランの概要(地域医療構想関係)(※4) | プランの進捗状況 |
|---------------|--|-----------------------|
| 市立函館病院 | <p>●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割</p> <p>函館市では、令和5(2023)年度中に「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、経営強化プラン(以下「プラン」)を策定する予定であり、その際には、北海道医療計画を踏まえ、函館病院が果たす役割を明記する必要がある。</p> <p>プランの中で函館病院は、南渡島、南檜山、北渡島檜山を合わせた3次医療圏(道南)の中核医療機関として、北海道医療計画において定められた様々な役割、例えば高度急性期・急性期医療を中心に、救急医療や災害医療などに引き続き取り組むほか、5疾病6事業として新たに加わる「新興感染症等の感染拡大時における医療」については、これまでのコロナ禍での取り組みと同様、新たな脅威に対応する医療機関として、道南地域の中心的な役割を果たすべきと考えられる。</p> <p>また、医師確保が困難な医療機関に対し、応援医師を派遣することも重要な役割であり、加えて今後は基幹病院として、看護師、理学療法士、臨床工学技士等の応援派遣を検討するなど、地域完結型医療の実現に向けて、その役割を果たす必要があるものと考えている。</p> | 令和5年度中にプランを策定するため作業中。 |
| 市立函館 恵山病院 | <p>●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割</p> <p>函館市では、令和5(2023)年度中に「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、経営強化プラン(以下「プラン」)を策定する予定であり、北海道医療計画を踏まえ、恵山病院が南渡島医療圏において果たす役割を明記する必要がある。</p> <p>恵山地域の人口は令和4(2022)年3月末時点で約2,500人、そのうち65歳以上人口は約1,400人で、高齢化率は50%を超えており、地域における慢性疾患の増加や、直近の二次救急医療病院との距離が遠いことを考えると、現在の入院医療、救急医療については、当面一定程度は維持する必要があると考えている。</p> <p>今後、現有の療養病床60床(慢性期)の病床数や、提供する医療の内容については、恵山地域だけではなく、南渡島医療圏での役割を再考すべきと考えているが、コロナ禍においては、地域住民にワクチン接種を実施するなど、5疾病6事業として新たに加わる「新興感染症等の感染拡大時における医療」に係る役割も一部果たしていることから、プラン策定の段階でこれらの状況を踏まえたうえで、今後の方向性を検討すべきと考えている。</p> | 令和5年度中にプランを策定するため作業中。 |
| 市立函館 南茅部病院 | <p>●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割</p> <p>函館市では、令和5(2023)年度中に「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、経営強化プラン(以下「プラン」)を策定する予定であり、北海道医療計画を踏まえ、南茅部病院が南渡島医療圏において果たす役割を明記する必要がある。</p> <p>南茅部地域の人口は令和4(2022)年3月末時点で約4,600人、そのうち65歳以上人口は約2,000人となっており、当面の医療需要はあると考えているが、直近の二次救急医療病院との距離は遠く、現在、地域において提供している入院医療、救急医療は欠かすことのできない機能と考えている。</p> <p>しかしながら、今の建物は築48年が経過し、老朽化が進んでいるほか、津波浸水想定区域に位置している。また、今の病院は、一般37(急性期)床、療養22床(慢性期)の計59床で運営しているが、今後の必要病床数を鑑みると、病床数および提供する機能は見直す必要があると考えている。</p> <p>こうしたことから、新たな施設の規模や立地場所、整備時期や財源について検討を進め、プランには、それらを盛り込んで策定する予定である。</p> | 令和5年度中にプランを策定するため作業中。 |

| 病院名 | プランの概要(地域医療構想関係)(※4) | プランの進捗状況 |
|------------------|---|--|
| 松前町立 松前病院 | <p>●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 当病院は、へき地・過疎地域にあり、不採算地区病院に該当し、「へき地医療拠点病院」として松前町のみならず隣接の福島町はじめ上ノ国町の一部町民が利用する地域唯一の病院であることから、医療、介護、保健予防活動の拠点施設として大きな役割を担っている。 また、松前町はじめ隣接の福島町・上ノ国町(以下「広域地域」という。)は、全国トップレベルで少子高齢化が推移し、今後も暮らしの中で様々な課題に対応していくなければならない地域であり、当病院として2025年を見据えた長期的視点に立った、当病院の果たす役割を公立病院経営強化プランの中で示していくことになる。 特に、当病院は広域地域の人々が利用していることから、民間診療所との病診連携が必要であり、当病院の役割はさらに大きくなることが見込まれる。現状、松前町には当病院のほかに2診療所がありその一つを当病院が週1回来診療を担っている。他の1診療所は民間で当病院が後方支援病院(患者受入)として連携している。また、隣接町の福島町にも民間の2診療所があり後方支援病院(患者受入など)として連携している。同町からは年間約124件以上の救急車による患者受入をしている。また、行政区域を越えた患者送迎バス運行も行き多くの患者に利用されている。上ノ国町は隣接地域の一部町民が当病院を利用しているが、民間2診療所との病診連携は行われていない。しかし、医師の多くも高齢化し、将来の病診連携は欠かせないものと考えている。よって、3町の医療・介護・福祉・保健予防活動の拠点施設としての役割も担う病院を目指している。 そのためにも、へき地でへき地医療を担う医師はじめ医療スタッフを育てる研修モデル病院として年間多数の初期研修医、医学生はじめ多職種の研修生を受け入れてきた。また、自前の家庭医・総合診療医の養成も行ってきた。この約15年の実績を活かしたい。残念ながら昨年8月から研修医・研修生の受入を休止しているが、新年度からの受け入れ再開を目指したい。 昨年8月から一部医療機関の診療支援が中止となっていたが、平成29年1月から再開し、さらにプライマリ・ケア医中心に専門医と連携したへき地にあって医療のクオリティを維持し理想的な医療を実現できる、プライマリ・ケア医中心のモデル病院として全国のへき地医療のため貢献することを希望している。</p> <p>●平成37(2025年)における具体的な将来像 三次救急病院(市立函館病院)から約100キロ離れ、近くの病院までは57キロ～67キロ離れたへき地にあり、不採算地区であることからして、この地域への民間病院の参入は考えられない。よって、当病院は地域住民のため専門医と連携した24時間365日の診療を行いながら自己完結型の医療機能を目指している。さらに隣接2町を含め広域地域の高齢化は著しく進み、病院の医療サービスは広域的機能を担う必要性が増すことが見込まれる。広域地域において医療の役割のみならず、介護、福祉、学校(保育所)健診や地域住民の特定健診、保健予防など多岐にわたり、また在宅診療、介護施設への訪問診療や在宅看取りなどのニーズにも応えていかなければならぬ。一方、全国からへき地での医療を学ぶ研修医、医学生及び多職種の研修生に内容の充実した研修を提供し、さらにインターネットシステムを活用した医師はじめ医療スタッフ向けの「生涯学習」として「カンファレンス」「プライマリ・ケアレクチャーシリーズ」を週1回ずつ当病院が無償で運営し、全国の多くの医療スタッフに情報を発信し利用されており、これからも維持、継続していくたい。 今後も、「へき地医療拠点病院」、「へき地医療研修モデル病院」として道内はじめ全国のへき地医療に貢献していかなければならない病院と考えている。 このことが、当病院の医師はじめ医療スタッフ確保に結果としてなり、病院活性化の原動力となっている。</p> | <p>国から示されたガイドラインに基づき令和4年度中に経営強化プランの策定する。 数年後に新病院建設を予定していており、医師・看護師不足、少子高齢化などを踏まえながら病床機能についても検討していくこととしております。</p> |
| 木古内町国民 健康保険病院 | <p>●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 平成26年8月1日付けで、日本病院機能評価機構の認定病院となり、日々医療の質と患者サービスの向上に努めながら、基本理念である「保健・医療・福祉の連携により住民の幸せに貢献します」を念頭に、医療と介護が一体となった運営を心がけてきました。 常勤医師2名の採用により、24時間体制の夜間診療の再開や訪問看護をはじめとした住民のニーズに対応する医療の提供を図るとともに、平成17年度に北海道が策定した「自治体病院広域化・連携構想」での位置付けが、現在も医療圏域におけるサブ医療圏の中核病院として当病院が求められていることから、渡島西部地区における基幹病院として1.5次医療を今後も展開していきます。 また、平成37年度における当病院の具体的な将来像は、平成22年度に移転改築した新病院の起債償還が平成33年度まで続くことから、一定の収益を確保する必要があり、この5年間は病床機能の見直しは行わず、一般急性期79床と地域包括ケア病床20床とします。</p> | <p>現在は、平成28年度に策定した新公立病院改革プランに沿った形で病院運営を遂行しており、変更等の予定は今のところありません。 現在、新型コロナウイルス感染症の指定感染症を受け病床を確保している状況のため、解除後に病棟再編を含めプランを検討する予定です。</p> |
| 森町国民 健康保険病院 | <p>【新公立病院改革プラン】 ●地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 新改革プランの新たな視点として地域医療構想を踏まえた役割の明確化が求められている。当院は森町の地域医療の中核を担う役割を果たしてきたが、新改革プランにおいても、地域の中核病院として、住民の要請に応えながら、住民に親しまれ信頼される病院を目指していく必要がある。このためには、緊急時の受入だけではなく、かかりつけ医としての機能強化、急性期病院からの受入や、在宅復帰への支援の強化をしていくことが望まれる。 更に、地域医療構想の議論において、急性期病床は削減の方向性が示されており、地域包括ケアシステムの構築においても、在宅復帰へ向けての中心的な役割を果たす病床機能は重要となってきている。このことから、平成28年4月に一般病床60床のうち14床を在宅復帰へ向けての中心的な役割を果たす『地域包括ケア病床』を開設した。開設後、地域包括ケア病床の稼働率が高いことから、平成28年11月に6床増床し20床とした。 今後については、急性期病院からの受入や在宅復帰に向けての入院患者数の増加も見込まれるため、現在の一般病床60床を維持しながら、地域包括ケア病床の効率的な運用を行う。</p> <p>●平成37年(2025年)における具体的な将来像 平成37年(2025年)には、森町においても、更に少子高齢化が進み、人口減少がより一層深刻となることが予想される。このことにより、外来患者の減少が見込まれる。一方、町内診療所医師の高齢化による廃業の可能性もあり、それ如何によれば、外来患者が増加するなど、患者動向が大きく変わることにより、在宅医療を含めた柔軟な対応が求められる。入院患者においては、高齢化が進むことにより、認知症患者の増加が見込まれるため、認知症患者対策を強化していく必要がある。</p> <p>【公立病院経営強化プラン】 現在作成中</p> | <p>【新公立病院改革プラン】 現在、地域包括ケア病床を38床で運営をおこなっており、今年度の地域包括ケア病床の利用率は、令和4年11月末日現在で49.3%と新型コロナウイルスの影響から稼働率が低下しているなか、適正な運営が行われており、在宅復帰を果たす病床機能として役割を果たしてきている。 また、令和元年度より始めた訪問看護は、新型コロナウイルスの影響により、感染予防のため令和2年12月より一時的に中止しているが、再開に向けて検討中である。</p> <p>【公立病院経営強化プラン】 検討事項に必要な資料等の作成及び原案作成中。</p> |

※4 各病院の**公立病院経営強化プラン**「地域医療構想を踏まえた果たすべき役割」「平成37年(2025年)における具体的な将来像」及び各病院への進捗状況の確認

(3)「公的医療機関等2025プラン」の進捗状況

| 病院名 | プランの概要(※5) | プランの進捗状況 |
|-----------------------------|---|--|
| 独立行政法人 国立病院機構 函館病院 | <p>●地域において今後担うべき役割 <診療機能> 南渡島管内の人ロは年々減少する見込みとなっているが、高齢者の割合が増加することで循環器疾患・消化器疾患・呼吸器疾患患者の増加が見込まれている。 当院では、上記疾患の内科・外科治療を専門に行っており、引き続き質の高い急性期医療を地域に提供していくとともに、地域の若手医師を指導して医療のレベルアップが図られるよう努めていく。 また、道南地域はがんによる死亡率が高い地域であり、検診率の低さが要因とされていることから、市民公開講座等を実施し「がんの予防・治療」の啓発を強化していく。 H32年8月を目途に独立行政法人国立病院機構八雲病院の重症心身障害病床の一部が移転されることから、現在の「循環器・消化器・呼吸器疾患等」に「重症心身障害」を加え、急性期から慢性期、セーフティーネット分野にわたる専門的な医療、臨床研究、教育研修及び情報発信の総合的機能を備えた病院とすることにより、医療機能の向上を図る。 更に、道南地域で災害が発生した場合、全国NHO病院から支援を行う際の拠点病院の役割を担う。</p> <p>●今後持つべき病床機能 <八雲病院から重症心身障害者病床の一部を移転> H32年8月を目途に、独立行政法人国立病院機構八雲病院の重症心身障害者病床60床を当院に機能移転することから、南渡島管内(二次医療圏)ばかりでなく、南檜山・北渡島檜山管内(三次医療圏)も含めた道南地域における重症心身障害医療を担うこととなる。 移転後は、重症心身障害児等のニーズに対応できるよう、在宅を含む患者への医療充実(短期入所4床)や教育環境の確保(訪問教育)も行っていく考えである。 <急性期病床のダウンサイズと慢性期への変換> 急性期病床のダウンサイズとしては30床減床、その他は急性期病床一部を慢性期への変更を予定。</p> | <p>令和2年8月に国立病院機構八雲病院の重症心身障害者病床の一部(60床)が移転し、重心医療を行っており、特別支援教育との連携も図っている。</p> <p>重心の短期入所については、医師確保等の課題があり受け入れできていない。</p> <p>急性期病床は、回復期への一部転換について、引き続き検討中である。</p> |
| 函館 赤十字病院 | <p>●地域において今後担うべき役割 当院として、今後、地域において必要とされている医療の提供については、南渡島医療圏は人口の高齢化及び人口減少という状況を踏まえると、地域完結型の医療提供体制が求められる。 当院は、高齢者の急性期医療(がん疾患、整形外科疾患等)、南渡島医療圏内に2病院しか設置されていない血液内科の専門医療を担うべく、施設整備・医療機器の更新及び人的資源の整備に努めることとしている。 当院の病床機能は、急性期病床を2看護単位(2病棟)運営しているが、この病床は上記に示した高齢者の急性期医療、南渡島医療圏内に2病院しか設置されていない血液内科の専門医療を実施するためには必要な病床機能である。その他、当該構想圏域の高齢化及び地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、回復期機能病床の設置や在宅支援の検討する必要がある。 具体的には次の3つの柱を掲げ、地域に不可欠な必要とされる医療を安定的に提供することとしたい。</p> <p>(1)急性期病床の3つの柱 ①「血液内科」の継続義務 血液内科は、二次医療圏における紹介先が当院と市立函館病院の2病院に限定されることもあり紹介率が高い。そのため、当院血液内科は、骨髓穿刺による特殊検査や化学療法を中心とした治療を行うため、無菌治療室4床、外来化学療法室3床、無菌製剤室の設備を行い機能の充実を図ってきた。今後も血液内科の診療機能は更に実させ、地域の医療需要に応えることとする。 ②「がん医療」の医療提供体制の継続 当院は5疾病の内「がん医療」では消化器科・血液内科を中心として医療を提供してきている。血液内科は上記に記した通りである。消化器疾患は、消化器内科と消化器外科が連携しながら医療を提供する体制を構築しているので、今後も消化器疾患の領域に絞ったがん治療を提供する。 そして、地域の連携医療機関からの紹介患者も内視鏡検査及び腹腔鏡手術適用の消化器系疾患、乳がんなどの症例もあることから、夫々の疾病状況に応じた手術や化学療法といった医療を提供している。 ③「医療連携」(緊急手術者の受け入れの継続) 函館市内における医療連携では、「二次輪番制救急医療」当番病院が対応しきれない(緊急手術の重複・オーバーベッドなどの場合)整形外科系及び外科系疾患患者の緊急手術等について、現状どおり地域医療連携に不備が生じないよう常時対応できる体制を整えるなどして、緊急時の連携施設としての役割を果たすこととしている。</p> <p>(2)回復期病床について 地域医療構想で定める南渡島地域の2025年における回復期の必要病床数は大きく不足していることから、自院及び地域の医療連携を維持するためにも休床している1病棟(40床)を回復期機能として地域包括ケア病棟に転換すること検討する。この整備により、自院のみならず高度急性期医療機関からの転院受入を行い、ADL改善を図り在宅復帰を促進することで地域完結型医療提供の一翼を担うことで地域医療に貢献したい。</p> <p>(3)アウトリーチ(訪問支援)の充実について 地域包括ケアシステムの一環として、地域の患者や要介護者が在宅などにおいて不安なく生活しながら治療およびケアが受けられ、退院後においても医療サービス提供を継続的に受けられるシステム構築のため、多職種連携による訪問診療や訪問リハビリテーションといった医療分野のアウトリーチ(訪問支援)を充実させ、QOLの向上に繋げるとともに患者一人一人に合った切れ目のない適切な医療サービスを提供し社会生活を支援していきたい。</p> <p>●今後持つべき病床機能 急性期病棟2単位110床、地域包括ケア病棟1単位40床を検討している。</p> | <p>地域包括ケア病棟については、引き続き検討中である。</p> <p>アウトリーチ(訪問支援)については、訪問診療および訪問リハビリテーションの提供を開始した。</p> |
| 社会福祉法人 北海道社会事業 協会函館病院 | <p>●地域において今後担うべき役割 ・地域医療に貢献していくため、患者さんのニーズ答えられる医療の提供。 ・高度急性期医療対象以外の軽度の急性期患者の受け入れ体制の整備を行う。 ・急性期医療後の回復期、難病患者の受け入れを促進するため、高度急性期医療機関との連携を強化し、患者の在宅復帰支援を行う。 ・地域住民の安全と安心を担うサブアキュートの医療を維持していく。 ・回復期機能を充実させることにより、住み慣れた地域で可能な限り住み慣れた場所で生活を継続することに寄与していく。</p> <p>●今後持つべき病床機能 ・現状維持</p> <p>●その他見直すべき点 ・医療機関全体として、がん患者への対応や今後の医療需要を加味し機能再編も含め最適な病床規模について検討する。 ・地域に必要とされ、安心して診療を受けられる診療体制づくりを検討・実行する。 ・制度改正に柔軟に対応できる体制づくりを検討する。 ・地域内での認知度を上げ、病院の存在価値を上げていくことにより地域医療への貢献度を向上させる。</p> | <p>・今後持つべき病床機能 現状維持から変更 一般病棟48床を療養病棟48床に変更(R3年4月1日付実施)したが、再度、一般病棟48床に変更(R4年4月1日付実施予定)</p> <p>回復期リハビリテーション病棟44床と地域包括ケア病棟46床の入替を検討する</p> <p>以上の変更を行うことにより 一般病棟146床 ・療養病棟140床計286床の病床編成とする。</p> |

| 病院名 | プランの概要(※5) | プランの進捗状況 |
|--------------|--|--|
| 函館市 医師会病院 | <p>●地域において今後担うべき役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期並びに回復期(地域包括ケア病棟:リハビリ)の医療機能を保ちつつ、他院で受入れが困難な患者の受け入れ体制の確保=医師の招聘と入退院支援部門の強化。 ・在宅医療の拠点システムの構築 <p>独自の調査で、渡島・檜山管内において、リハビリテーションの供給体制がかなり不足していることが見えてきた。これを解消するためには、医師や看護師、リハビリスタッフ、コーディネーターの人材を集め、手の届いていない地域に必要とされる医療(在宅看取り等を含む)を提供するなどといった在宅医療の拠点システム(派遣システム)の構築・整備が必要であると考える。また、これを達成させるため、インフラ整備や人件費を含めた資金調達が不可欠であり、国・北海道・市・町の考えも確認しながら、様々な角度から拠点システムを構築するための方策を考えていきたい。</p> <p>●今後持つべき病床機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療拠点システム構築に伴うバックアップ病棟(地域包括ケア病棟)の増床等。 <p>●その他見直すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院本体の新築・移転 <p>10~15年後を目標に、地域の病床のニーズや需要を十分に踏まえた統合や合併を視野に入れた新築・移転を検討し、医療機能の集約化を図りたいと考えている。移転先の土地は確保済みである。</p> | <p>●地域において今後担うべき役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関からのニーズが特に高い、地域包括ケア病棟のリハビリテーションを含む回復期医療を担う医師の招聘については、最重要課題として継続的に取り組んでおり、令和元年度に2名の医師を招聘した。今後も継続的に医師の確保に取り組む。専任の看護師2名を配置して入退院支援部門の強化を図った。 ・在宅医療の拠点システム構築については、まず、その第一段階として、令和2年4月に、病院内このシステムの中心となる訪問看護ステーションを立ち上げた。 <p>●今後持つべき病床機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域包括ケア病床の増床について検討していく。 <p>●その他見直すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般病棟の病床削減等については地域の医療情勢を見極めながら進めていきたい。 ・確保した土地への、医師会機能の集約は既に始まっている。病院の新築移転は計画の最後となるが、地域の医療情勢を見極めながら検討していく。 |

※5 公的医療機関等2025プランの「今後の方針」(構想区域の現状・課題、自施設の現状・課題を踏まえた具体的な方針)及び各病院への進捗状況の確認

(4)二次医療圏を越えた広域的な協議

| 開催日 | 協議の相手方 | 協議事項 | 協議の結果 |
|----------|-----------|------------------------|--|
| H29.9.16 | 南檜山、北渡島檜山 | 情報交換、意見交換 | 隨時各情報交換、意見交換を行う。 |
| R1.9.4 | 南檜山、北渡島檜山 | 各圏域の状況報告、意見交換 | 道南3圏域における医療機能の役割分担等について協議、意見交換を継続していく。 |
| R4.11.28 | 南檜山、北渡島檜山 | 各圏域の状況報告、意向調査結果共有、意見交換 | 道南3圏域における医療機能の役割分担等について協議、意見交換を継続していく。 |

(5)圏域内のすべての医療機関(病院及び有床診療所)の参画又は情報共有に係る取組

| 区分 | 対応内容 |
|----------------|---|
| 調整会議(親会・部会)に参加 | なし |
| 説明会の開催(情報共有) | 地域医療課作成資料による地域医療構想説明会(R4.7.14 部会と同時開催)の実施 |

(6)病床機能報告制度に係る取組

| 区分 | 目的等 | 調整会議への報告、議論の状況 |
|--|--------------------------|----------------------------|
| 未報告医療機関の解消 | 医療法に基づく報告義務に関する周知 | 特になし |
| 病棟の医療機能(病床機能報告の報告内容)の収れん | 病棟の医療機能が毎年変化することのないよう周知 | 特になし |
| 6年後又は2025年に向けて、過剰な医療機能に転換を予定する医療機関への対応 | 構想の推進に支障のある病床転換を行わないよう周知 | 調整会議において、該当医療機関からの計画内容等を報告 |

(7) 地域で不足する外来医療機能の確保に係る取組

| 地域で不足する外来医療機能 | 現状・課題 | 取組状況 |
|-----------------|--|---|
| 初期救急医療に係る医療提供体制 | ・救急搬送患者に占める軽症者の割合が平成30年では47.9%と全国平均(45.9%)を上回っており、二次救急医療機関へ患者が集中していることからその負担軽減を図る必要があります(※1)。 ・少子化・共働き世帯の増加等に伴い、小児の休日・夜間診療が増加傾向にあるが小児科医の減少等により受入が難しくなっています。 | ・医師会や市町等と連携し、広報誌等への掲載や小児救急電話事業の活用など救急医療機関や救急車の適正利用について、「救急の日」及び「救急医療週間」を重点に住民に対する普及啓発に取り組んでいます。 |
| 在宅医療の提供体制 | ・在宅医療サービスを提供する医療機関や事業者は函館市及びその近郊に集中しており、圏域内でも在宅医療サービスの提供体制に違いが生じています。 | ・在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制を構築するため、多職種協同による研修等の開催に取組みます。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため研修会の開催を中止) |
| 医療資源(医療機関)の偏在化 | ・圏域内の外来自給率は96.03%と高い水準にありますが、医療機関は函館市内及びその近郊に集中しています(※2)。 | ・ITを利用した遠隔治療や患者情報の共有、高額医療機器の共同利用など医療機関の連携に取り組みます。(共同利用対応可能医療機関:函館市医師会病院(CT)、函館五稜郭病院(CT)、函館脳神経外科病院(MRI)、函館新都市病院(MRI)、函館赤十字病院(マンモグラフィ)) |

※1 「北海道医療計画南渡島地域推進方針(平成30年度～平成35年度)」から

※2 「国民健康保険等レセプトを用いた二次医療圈別患者の受療動向(令和2年度)」から

8 本年度の取組に関する評価(課題)及び今後の方向性

| 区分 | 評価(課題) | 今後の方向性 |
|---------------------------|---|--|
| 将来的に不足する医療機能の確保 | ○2025年までに回復期病床への転換を計画している医療機関 ・7病院(288床)(※1) | 医療機関の自主的な取組、医療機関相互の協議の動向等の状況把握 |
| 医療機関の再編統合等 | ○医療機関間協議の実施(※2) ・役割分担・連携を実施(予定) 13.6% ・役割分担・連携に興味あり 61.4% ・役割分担・連携の予定なし 22.7% | 医療機関の自主的な取組、医療機関相互の協議の動向等の状況把握 |
| ICTを活用した地域医療情報連携ネットワークの構築 | ○ネットワークの構築(※2) ・道南Medika 80事業所 ・HICAS ・高橋病院ほか ・函館中央病院・白鳥クリニック | 医療機関の自主的な取組、医療機関相互の協議の動向等の状況把握 |
| 非稼働病床(病棟)への対応 | 9 | 各医療機関の判断 |
| 在宅医療等の確保 | ○在宅医療等の実施 ・在宅患者訪問診療実施医療機関 H30年4月:71ヶ所(※4) ・訪問看護ステーション R3年5月:38ヶ所(※4) ○在宅医療と介護サービスの連携推進 ・函館市:医療・介護連携推進協議会 ・北斗市:医療と介護の連携(講演会、意見交換会) ・福島町知内町木古内町在宅医療介護連携協議会 ・保健所:医療・介護連携に関する意見交換会 | ・医療機関の自主的な取組、医療機関相互の協議の動向等の状況把握 ・市町における取組、動向等の状況把握 ・保健所による市町への支援 |
| 地域における取組(高齢者の住まいの確保等) | ○住まいの確保(※5) ・介護保険4施設 R2年:3,680人 → R3年:3,740人 ・介護保険居住系施設 R2年:3,699人 → R3年:4,043人 ・その他の施設(有料老人ホーム等) R2年:5,926人 → R3年:5,876人 | 市町から情報確認、整備状況の把握 |
| 地域住民への広報活動 | ○実績なし | 地域医療構想調整会議の開催状況についてホームページへ掲載し、住民理解の促進を図る |
| 公立病院経営強化プランの進捗 | ○概ねの該当医療機関が未策定 (策定期間 R4年度:1 R5年度:4 検討中:1) | 年次報告などで適時把握 |
| 公的医療機関等2025プランの進捗 | ○全ての該当医療機関で策定 | 年次報告などで適時把握 |
| 二次医療圏を越えた広域的な協議 | ○道南圏域(南渡島・南檜山・北渡島檜山)地域医療構想調整会議代表者会議の開催【本年度実績無し】 | 適時開催 |
| 全医療機関参加型の調整会議の運営等 | ○実績なし | 全医療機関への周知方法検討 |
| 病床機能報告制度に係る取組 | ○56医療機関から報告 | 未報告医療機関の解消に向けた協力依頼 |
| 地域で不足する外来医療機能の確保に係る取組 | ○実績なし | 地域における課題等を把握し、調整会議にて情報共有と今後の方向性等を検討 |

※1 「地域医療構想の推進に関する意向調査(R4.10)」

※2 「地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート」(H29.11)

※3 「病床機能報告」

※4 「北海道医療計画南渡島地域推進方針(平成30年度～平成35年度)」

※5 「保健所集計ほか」